

< 継続願 > の結果について

奨学金の給付中の学生が、次年度も引き続き給付を希望するときは、次年度への継続申請を行う必要があります（毎年12月頃）。機構では、皆さんからの申請に基づき、奨学生としてふさわしいかどうかの審査を経て“適格認定”を行います。

その結果、みなさんは「継続」「警告」「停止」「廃止」「復活」のいずれかに認定されることとなります。

なお、このうち「継続」については個別通知を行いませんので、ご承知ください。

記

○給付奨学金

「継続」→人物・成績ともに適格

「警告」→停止ほどではないが成績向上に努めよ

「停止」→やむを得ない事由により、原級または取得単位1/2以下（1年後に成績向上の兆しが認められた場合に復活の可能性有り）

家計支持者が2年連続課税になった場合や、所得割額が20万円以上の場合

「廃止」→原級または取得単位1/2以下、長期の停止状態のため、もしくは必要な手続きを怠った場合に、奨学生の資格を剥奪
返還が必要な場合もある

「復活」→停止中に成績向上の兆しが認められた場合